

未利用口座を対象とした「未利用口座管理手数料」および「口座解約」の導入について

このたび、当組合においては、長期間ご利用の無い口座の不正利用防止およびサービス維持向上の観点から、「未利用口座管理手数料」および対象となる口座の残高が本手数料に満たない場合の口座解約に関する定めを下記のとおり導入いたします。

なお、令和3年9月30日までに開設された口座につきましては、本手数料のご負担はありません。

記

対象口座	令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座
対象条件	上記対象口座のうち、お預け入れやお引出し(当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます)、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。 ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象となりません。 ・ 当該口座の貯金残高が10,000円以上のお客さま ・ 当組合でお借入があるお客さま
お取扱い	(1) 対象口座のお客さまには、当組合に登録されているご住所に、事前に文書等によりご案内いたします。 (2) このご案内により、口座をご確認いただき、再度ご利用をご検討いただくか、ご利用の予定がない場合はご解約をご検討ください。このご案内を差し上げて、一定期間（約3ヶ月）を経過しても、ご利用またはご解約がない場合は、未利用口座管理手数料を引落しさせていただきます。 (3) 残高不足により、本手数料の引落しができなかった場合は、残高全額を引落し、当該口座を自動的に解約させていただきます。
手数料金額	年間 1,320円（税込）
備考	(1) 送付したご案内が延着または到着しなかった際も、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 (2) 本手数料のご返却および解約された口座の再利用には応じ致しかねますので予めご承知おきください。 (3) 口座残高以上のご負担および口座解約した後のお手続きはございません。 (4) 当座貸越残高がある場合や、振替指定口座となる定期貯金に残高がある場合等、お取引の状況によって解約しないことがあります。詳細については当組合の窓口にお尋ねください。